

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成14年10月30日

住所 福井県武生市家久町第2号45番地の1

氏名 株式会社 武生環境保全
代表取締役 谷崎 晃

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

福井県知事 栗田 幸雄



許可の年月日	平成14年10月30日	許可番号	第14-002号																								
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	(1) 施設の種類 焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第3号、5号、8号、13の2号） (2) 処理する産業廃棄物の種類 汚泥、廃油、廃プラスチック類、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、紙くず、動植物性残さ																										
設置場所	武生市家久町1字東下河原61-2																										
処理能力	<table><tr><td>・汚泥</td><td>10.8 t / 日 (24時間稼働)</td><td>0.45t/時</td></tr><tr><td>・廃油</td><td>5.04 t / 日 (24時間稼働)</td><td>0.21t/時</td></tr><tr><td>・廃プラスチック類</td><td>5.76 t / 日 (24時間稼働)</td><td>0.24t/時</td></tr><tr><td>・紙くず</td><td>14.64 t / 日 (24時間稼働)</td><td>0.61t/時</td></tr><tr><td>・木くず</td><td>10.56 t / 日 (24時間稼働)</td><td>0.44t/時</td></tr><tr><td>・繊維くず</td><td>12.24 t / 日 (24時間稼働)</td><td>0.51t/時</td></tr><tr><td>・ゴムくず</td><td>3.84 t / 日 (24時間稼働)</td><td>0.16t/時</td></tr><tr><td>・動植物性残さ</td><td>14.16 t / 日 (24時間稼働)</td><td>0.59t/時</td></tr></table>			・汚泥	10.8 t / 日 (24時間稼働)	0.45t/時	・廃油	5.04 t / 日 (24時間稼働)	0.21t/時	・廃プラスチック類	5.76 t / 日 (24時間稼働)	0.24t/時	・紙くず	14.64 t / 日 (24時間稼働)	0.61t/時	・木くず	10.56 t / 日 (24時間稼働)	0.44t/時	・繊維くず	12.24 t / 日 (24時間稼働)	0.51t/時	・ゴムくず	3.84 t / 日 (24時間稼働)	0.16t/時	・動植物性残さ	14.16 t / 日 (24時間稼働)	0.59t/時
・汚泥	10.8 t / 日 (24時間稼働)	0.45t/時																									
・廃油	5.04 t / 日 (24時間稼働)	0.21t/時																									
・廃プラスチック類	5.76 t / 日 (24時間稼働)	0.24t/時																									
・紙くず	14.64 t / 日 (24時間稼働)	0.61t/時																									
・木くず	10.56 t / 日 (24時間稼働)	0.44t/時																									
・繊維くず	12.24 t / 日 (24時間稼働)	0.51t/時																									
・ゴムくず	3.84 t / 日 (24時間稼働)	0.16t/時																									
・動植物性残さ	14.16 t / 日 (24時間稼働)	0.59t/時																									
許可の条件	1. 処分に伴う悪臭、騒音、振動によって生活環境の保全上支障が生じないように保守点検を行い、必要な措置を講ずること。 2. ねずみの生息および蚊、はえその他の害虫が発生しないよう必要な措置を講ずること。																										
規則第11条第1項の規定による許可証の提出の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>																										
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員検査を受けること。																										

産業廃棄物処理施設変更許可証

令和4年3月3日

住所 福井県越前市家久町第2号45番地の1

氏名 株式会社武生環境保全
代表取締役 谷崎 晃

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

福井県知事 杉本 達治



許可の年月日	令和4年3月3日	許可番号	第3-003号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	(1) 施設の種別 廃プラスチック類の破碎施設 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第7号) 木くず又はがれき類の破碎施設 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2) (2) 処理する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去によって生じたものを除く。)'および陶磁器くず」、がれき類(自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)		
設置場所	越前市安養寺町 39字蛇谷1番、2番1、2番2、2番5、3番1、4番1、5番1 141字奥蛇谷17番1、17番2、17番3、18番2、25番2、25番4		
処理能力	廃プラスチック類 破碎施設① 49.52 t/日 (8時間稼働) 6.19 t/時 破碎施設② 14.72 t/日 (8時間稼働) 1.84 t/時 破碎施設③ 23.2 t/日 (8時間稼働) 2.9 t/時 破碎施設④ 60.8 t/日 (8時間稼働) 7.6 t/時 合計 148.24 t/日 (8時間稼働) 18.53 t/時 木くず 破碎施設① 62.24 t/日 (8時間稼働) 7.78 t/時 破碎施設③ 30.4 t/日 (8時間稼働) 3.8 t/時 破碎施設④ 115.20 t/日 (8時間稼働) 14.4 t/時 合計 207.84 t/日 (8時間稼働) 25.98 t/時 がれき類 破碎施設④ 102.4 t/日 (8時間稼働) 12.8 t/時		

(裏面あり)

許可の条件	
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ ④無
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。